

京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例を廃止する条例（令和8年6月11日
京都市条例第 12 号）（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）

京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例を廃止することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例を廃止する条例を公布する。

令和8年6月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第12号

京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例を廃止する条例

京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)